

事 務 連 絡
令和 8 年 5 月 8 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 5）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和 8 年厚生労働省告示第 69 号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 6 号）等により、令和 8 年 6 月 1 日より実施することとしているところですが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添 1 から別添 5 までのとおり取りまとめましたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

なお、「疑義解釈資料の送付について（その 2）」（令和 8 年 4 月 1 日事務連絡）別添 1 の問 26 及び問 143 について、別添 6 のとおり訂正します。

また、「疑義解釈資料の送付について（その 4）」（令和 8 年 4 月 21 日事務連絡）別添 1 の問 19、問 20 及び問 24 は、廃止します。

歯科診療報酬点数表関係

【歯周病継続支援治療】

問 1 令和 8 年度診療報酬改定において、歯周病安定期治療及び歯周病重症化予防治療が歯周病継続支援治療に統合されたが、令和 8 年 5 月末までに歯周病安定期治療又は歯周病重症化予防治療を算定し、同年 6 月以降に歯周病継続支援治療を開始する場合の取扱い如何。

(答) 小児口腔機能管理料の注 5 に規定する口腔管理体制強化加算に係る施設基準の届出を行っている保険医療機関においては、歯周病継続支援治療を 6 月に算定して差し支えない。なお、当該加算に係る施設基準の届出を行っていない保険医療機関においては、歯周病安定期治療又は歯周病重症化予防治療の前回実施月の翌月の初日から起算して 2 月を経過した日以降に算定する。

問 2 「I 0 1 1 - 2」の歯周病継続支援治療の注 4 に掲げる重症化予防連携強化加算について、以下の場合において、診療情報等連携共有料は算定できるのか。

- ①診療情報等連携共有料 1 により、他の保険医療機関に対して情報提供を求め、それに基づいた他の保険医療機関からの情報提供により重症化予防連携強化加算を算定する場合
- ②他の保険医療機関に対して情報提供を行う際に、診療情報等連携共有料 2 を算定する場合

(答) いずれも算定要件を見たす場合は算定して差し支えない。

【新製有床義歯管理料】

問 3 令和 8 年度診療報酬改定において、新製有床義歯管理料の取扱いが見直されたが、令和 8 年 5 月末までに新製有床義歯管理料を算定し、6 月を超えない期間で新たに別の新製有床義歯に関する取扱いの説明等を行った場合の取扱い如何。

(答) 新製有床義歯管理料を再度算定して差し支えない。

【特定保険医療材料】

問 4 人工歯（陶歯、レジン歯、スルフォン樹脂レジン歯及び硬質レジン歯）の材料価格基準の単位が 1 歯単位に見直されたが、当該材料については、1 歯単位の材料価格を 10 円で除して得た点数（端数が生じた場合は端数を四捨五入して得た点数）を、使用した人工歯の歯数分で合算して算定すればよいか。

(答) そのとおり。